

(別 紙)

略語一覧表

1 法律名

(1) 平和安全法制整備法

5 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部
を改正する法律（平成 27 年法律第 76 号）

(2) 国際平和支援法

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協
10 力支援活動等に関する法律（平成 27 年法律第 77 号）

(3) 国賠法

国家賠償法

(4) 重要影響事態法

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する
15 法律（平成 11 年法律第 60 号。題名は平成 27 年法律第 76 号による改正後
のもの）

(5) 周辺事態法

平成 27 年法律第 76 号による改正前の重要影響事態法（同改正前の題名は
「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」）

(6) 国際平和協力法

20 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）

(7) 事態対処法

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保
25 に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。題名は平成 27 年法律第 76 号によ
り「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及
び国民の安全の確保に関する法律」と改められた。）

2 用語

(1) 駆け付け警護

国際平和協力法の定める国際平和協力業務（同法が3条5号ヲないしネに掲げる，国の防衛に関する組織等の設立又は再建を援助するための所定の業務に関する助言又は指導，教育訓練や，医療，被災民の捜索もしくは救出又は帰還援助等といったものである。）を行う場合であって，国際連合平和維持活動（同法3条1号），国際連携平和安全活動（同法3条2号）若しくは人道的な国際救援活動（同法3条3号）に従事する者又はその活動を支援する者（以下，その者らを「活動関係者」という。）について，生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ，又は生ずるおそれがある場合に，緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護をいう（同法3条5号ラ）。

(2) 武器等防護

自衛隊法95条の2に基づくアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊の部隊の武器等の防護の警護をいう。

(3) 防衛出動命令

自衛隊法76条1項2号に基づく自衛隊の防衛出動の命令をいう。

(4) 安全確保業務

防護を必要とする住民，被災民その他の者の生命，身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視，駐留，巡回，検問及び警護をいう（国際平和協力法3条5号ト）。

(5) 後方支援活動等

①重要影響事態法6条1項及び同条2項に基づく後方支援活動としての自衛隊に属する物品及び役務の提供の実施，②同法7条1項及び8項に基づく捜索救助活動の実施に伴う後方支援活動としての自衛隊に属する物品の提供及び役務の提供の実施，③国際平和支援法7条1項及び同条2項に基づく協力支援活動としての自衛隊に属する物品及び役務の提供の実施，④同法8条1項及び8項に基づく捜索救助活動の実施に伴う後方支援活動としての自衛隊に属する物

品及び役務の提供の実施をいう。